

見附市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年8月25日（火） 午後2時
2. 開催場所 見附市役所 4階 大会議室
3. 出席委員 12名
1番 佐藤徹 2番 小林平仁 3番 稲田誠司
4番 関谷常夫 5番 太田正美 6番 渡邊和明
7番 高橋都 8番 齋藤高央 9番 小杉義光
10番 齋藤義夫 11番 三沢孝喜 12番 三本友子

4. 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 報告第1号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の許可について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

5. 農業委員会事務局職員

局長 北村保 次長 佐藤秀一 係長 菫澤亜紀子

6. 会議の概要

（午後2時 開会）

議長 それではただ今から、令和8年8月の農業委員会総会を開会します。
本日、出席委員は12名全員出席です。よって、総会は成立しております。
出席されている、農地利用最適化推進委員におかれましては、地域の議案
もありますので積極的な発言をお願いします。

（議事録署名委員の指名）
議長 はじめに、議事録署名委員の指名でございますが、議席番号6番 渡邊委員、7番 高橋委員の2名をお願いします。

（報告）
議長 それでは報告に入ります。「報告第1号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について」上程します。事務局より説明願います。

佐藤次長 「報告第1号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について」報告いたします。
6番、申請地目は畑、面積335㎡です。
転用目的は住宅建築敷地、権利種別は売買による所有権移転です。市街化区

域内にある農地で住宅地の中に位置しており、周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので受理したものです。

7 番、申請地目は田、3 筆、面積合計 329 m²です。

転用目的は駐車場敷地、権利種別は売買による所有権移転です。市街化区域内にある農地で住宅地の中に位置しており、周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので受理したものです。報告は以上です。

議 長 事務局からの報告が終わりました。質問などございますか。

議 長 質問、意見がございませんので、以上で報告を終わります。

(議題の宣告)
議 長 議事に入ります。「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」上程します。事務局より説明願います。

菰澤係長 「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。

11 番、申請地目は田および畑、18 筆、面積合計 6,403 m²です。

譲渡人は市外在住の方で、また高齢のため耕作が難しく農地の整理を考えていたところ、規模拡大を目指している譲受人と話がまとまったものです。

申請については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。11 番について地区担当委員の小林仁志推進委員より補足説明をお願いします。

小林委員 8 月 22 日に譲渡人がご病気ということで代理人の行政書士の方に連絡取り確認しました。子供さんは海外におられて、農地の整理を考えており、縁あって近隣の譲受人に売買することになりました。譲受人は認定農業者でもあり、地域の中心的人で、家族の協力のもと農地拡大を望んでいる方なので、問題ありません。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

議 長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議案第 1 号」について

原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。

(議題の宣告)
議 長 続いて「議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の許可について」上程します。事務局より説明願います。

佐藤次長 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の許可について」説明いたします。

5 番、申請地目は畑と田、2 筆、面積合計 280 m²です。

転用事由は、申請人が農家住宅の表題登記を行った際に、当該農家住宅が建つ土地の地目が農地であることが判明したものです。現在の農家住宅は昭和 46 年から使用されています。立地基準は 10ha 以上の規模の一団の農地区域に集落が接続されていることから第 1 種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置することは例外許可に該当します。資料として位置図、申請地の全部事項証明書、更正図の写し、土地利用計画図の写し、地元農家組合長から農地転用に関して支障がない旨の同意書を添付してありますので、ご確認をお願いします。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。5 番について地区担当委員の稲田委員より補足説明をお願いします。

稲田委員 事務局からご説明あった通りとなりますが、11 年ぐらい前に農地と気づかずにリフォーム工事されており、申請人が改めて土地の確認を行ったところ農地であることが判明したため、今回の申請となりました。地区の農家組合長からも承認も得ています。また、町内の組合の役員を歴任するなど地域のリーダー役として尽力されてる方で問題ありません。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

議 長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議案第 2 号」について原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。

(議題の宣告)
議 長 続いて「議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」上程します。事務局より説明願います。

菰澤係長 「議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」説明いたします。
農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くこととされていますので、当会に対し意見が求められています。
地域計画内の促進計画、37 筆、合計面積 51,256 m²です。
これらは農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている各要件を満たしており、適切であると考えます。説明は以上です。

議 長 事務局の説明の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

議 長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議案第 3 号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。

(閉会宣告)
議 長 本日の日程は全て終了いたしました。以上で令和 8 年 8 月の農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 2 時 20 分 閉会)

議事録に相違ないものと認め、ここに署名致します。

議 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____

議事録調製者（係長） _____